

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和48年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(食品衛生管理者設置（変更）届)</u></p> <p>第5条 法第48条第8項の規定による届出は、別に定める様式による<u>食品衛生管理者設置（変更）届</u>によらなければならない。</p> <p><u>(営業許可申請書)</u></p> <p>第12条 省令第67条第1項及び第2項に規定する申請書は、別に定める様式による<u>営業許可申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 省令第67条第2項に規定する申請書は、許可の有効期間満了の日の7日前までに提出しなければならない。</p> <p>(営業許可証)</p> <p>第13条 条例第4条第1項に規定する営業許可証は、別記様式によるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）、<u>食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（令和元年厚生労働省令・内閣府令第11号。以下「共同命令」という。）</u>及び食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(食品衛生管理者選任（変更）届)</u></p> <p>第5条 法第48条第8項の規定による届出は、別に定める様式による<u>食品衛生管理者選任（変更）届</u>によらなければならない。</p> <p><u>(営業許可申請書・営業届出書)</u></p> <p>第12条 省令第67条に規定する申請書及び省令第70条の2に規定する届出書は、別に定める様式による<u>営業許可申請書・営業届（新規、継続）</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>前項の営業許可申請書・営業届は、法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあっては、許可の有効期間満了の日の7日前までに提出しなければならない。</u></p> <p>(営業許可証)</p> <p>第13条 条例第5条第1項に規定する営業許可証は、別記様式によるものとする。</p> <p><u>(営業許可証の書換え交付の申請)</u></p> <p>第14条 条例第5条第3項の規定に基づく申請は、別に定める様式による<u>営業許可証書換え交付申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、<u>営業許可証を添付しなければならない。</u></p> <p>。</p> <p><u>(営業許可証の再交付の申請)</u></p> <p>第15条 条例第5条第4項の規定に基づく申請は、別に定める</p>

<p>(地位の承継届)</p> <p>第14条 法第53条第2項の規定による届出は、別に定める様式による<u>地位の承継届</u>によらなければならない。</p> <p>(営業許可申請書等の記載事項変更届)</p> <p>第15条 省令第71条の規定による届出は、別に定める様式による<u>営業許可申請書（地位の承継届）記載事項変更届</u>によらなければならない。</p> <p>(営業の廃止等の届出)</p> <p>第16条 条例第5条の規定による届出は、別に定める様式による<u>営業廃止（休止、再開）届</u>によらなければならない。</p> <p>2 前項の<u>営業廃止届</u>には、営業許可証を添付しなければならない。</p> <p>(死亡、失踪等の届出)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(営業の届出)</p> <p>第18条 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定による届出は、別に定める様式による<u>営業届</u>によらなければならない。</p>	<p><u>様式による営業許可証再交付申請書によらなければならない。</u></p> <p>2 前項の申請書には、<u>営業許可証を失ったときを除き営業許可証を添付しなければならない。</u></p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第16条 法第56条第2項（法第57条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による<u>地位承継届</u>によらなければならない。</p> <p>(食品等の回収の届出)</p> <p>第17条 法第58条第1項並びに共同命令第3条及び第4条の規定による届出は、別に定める様式による<u>自主回収届（着手・変更・終了）</u>によらなければならない。</p> <p>(申請事項等の変更の届出)</p> <p>第18条 省令第71条の規定による届出は、別に定める様式による<u>営業許可申請書・営業届（変更）</u>によらなければならない。</p> <p>(廃業の届出書)</p> <p>第19条 省令第71条の2に規定する届出書は、別に定める様式による<u>営業許可申請書・営業届（廃業）</u>によらなければならない。</p> <p>2 前項の<u>営業許可申請書・営業届（廃業）</u>には、許可営業者にあつては、<u>営業許可証を添付しなければならない。</u></p> <p>(死亡、失踪等の届出)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(再開の届出)</p> <p>第21条 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和3年岩手県条例第10号）附則第3項の規定による届出は、別に定める様式による<u>営業再開届</u>によらなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別記様式を次のように改める。

別記様式（第13条関係）

許可番号：

整理番号：

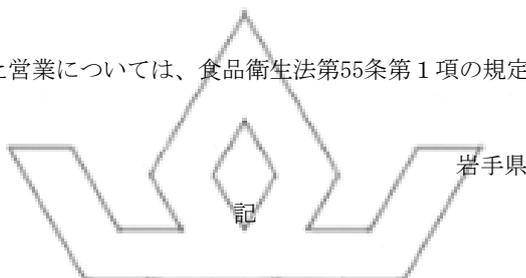
営業許可証

営業者住所

営業者氏名

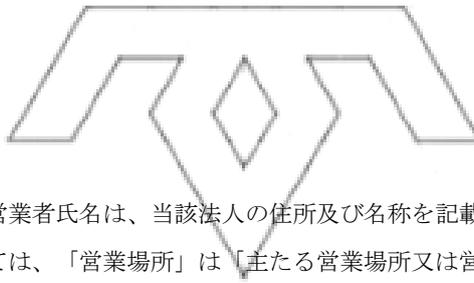
年 月 日付けで申請のあった営業については、食品衛生法第55条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日



1 営業の所在地

- 2 営業の種類
- 3 営業所の名称屋号又は商号
- 4 有効期間
- 5 備考



- 注1 法人の場合は、営業者住所及び営業者氏名は、当該法人の住所及び名称を記載すること。
- 2 移動食品営業に係るものにあつては、「営業場所」は「主たる営業場所又は営業区域」にすること。
 - 3 県章の色は、赤色にすること。

(A4)

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の食品衛生法施行細則（以下「改正後の規則」という。）に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食品衛生法施行細則の規定により保健所長が交付している営業許可証は、改正後の規則の規定による営業許可証とみなす。